

寄附行為 Satzung

(昭和28年12月16日財団法人設立許可)

第 1 章 総 則

第 1 条 この法人は、財団法人日独協会（独文では Japanisch-Deutsche Gesellschaft e.V.）と称する。

第 2 条 この法人は、事務所を東京都千代田区麹町五丁目 1 番地に置く。

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地方に支部を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

第 4 条 この法人は、日独両国民相互の協力により両国文化の交流、科学技術及び経済上の連絡を密にし、もって両国の理解と親善に寄与することを目的とする。

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 日独両国民相互の理解と親善のため、集会等の開催
- 2 独逸の文化、科学、技術、経済に関する講演会、映画会及び研究会等の開催
- 3 独逸の同種団体との連絡並びに協力
- 4 会報、参考資料等の刊行
- 5 留学生の推薦、斡旋
- 6 日独会館の経営
- 7 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

第 6 条 この法人の資産は、次の通りとする。

- 1 この法人設立当初、日独協会の寄附にかかる別紙財産目録記載の財産
- 2 資産から生じる果実
- 3 会員の納める維持費
- 4 事業に伴う収入
- 5 寄附金並びに政府補助金
- 6 その他の収入

第 7 条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の 2 種とする。基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。運用財産は、基本財産以外の資産とする。但し、寄附金品であって、寄附者の指定あるもの

は、その指定に従う。

第8条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか又は確実な銀行に信託するか、あるいは定期預金として会長が管理する。

第9条 基本財産は、消費し、又は担保に供してはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、且つ、文部大臣及び外務大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

第10条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、会員の納める維持会費及び事業に伴う収入等運用財産をもって支弁する。

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前会長が編成し、理事会の議決を経て文部大臣及び外務大臣に報告しなければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

第12条 この法人の決算は、会計年度終了後2箇月以内に会長が作成し、財産目録、事業報告書及び財産増減事由書並びに会員の異動書とともに監事の意見をつけて、理事会の承認を受け、文部大臣及び外務大臣に報告しなければならない。この法人の決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。

第13条 収支予算で定めるものを除く外、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経、且つ、文部大臣及び外務大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 名誉会長及び顧問

第15条 この法人に名誉会長2名を置くことができる。名誉会長は会長がこれを委嘱する。名誉会長のうち1名は、駐日独逸連邦共和国特命全権大使の職にある者とし、他の1名は理事会の推薦による。名誉会長は、この法人の重要な事業に参画し、理事会並びに評議員会に出席して意見を述べることができる。

第16条 この法人に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。顧問は、会議に出席し、その諮問に答える。

第5章 役員、評議員及び職員

第17条 この法人には、次の役員を置く。理事15名以上30名以内（内会長1名、副会長1名又は2名、常務理事1名又は2名） 監事2名又は3名

第18条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事は互選で会長1名、副会長1名又は2名、常務理事1名又は2名を定める。

第19条 会長はこの法人の事務を総理し、この法人を代表する。会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代行し、常務理事は会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基き日常の事務に従事する。

第20条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。

第21条 監事は、民法第59条の職務を行う。

第22条 この法人の役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。役員は、この法人の役員たるにふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情ある場合には、その任期中といえども評議員会及び理事会の議決により、これを解任することができる。

第23条 役員は有給とすることができる。

第24条 この法人には、評議員若干名を置く。評議員は理事会でこれを選出し、会長がこれを任命する。評議員には第22条を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるは、「評議員」と読み替えるものとする。

第25条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を決議する外、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要とみとめる事項について助言する。

第26条 この法人の事務を処理するため、主事その他の職員を置く。職員は、会長が任命する。職員は有給とする。

第 6 章 会 議

第27条 理事会は、毎年2回会長が招集する。但し、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。会議の議長は、会長とする。

第28条 理事会は、理事の現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。理事会の議事は、この寄附行為の別段の定がある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否が同数であるときは議長の決するところによる。

第29条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞か

なければならない。

- 1 予算及び決算についての事項
- 2 不動産の買入れ又は基本財産の処分についての事項
- 3 その他この法人の業務に関する重要事項で会長において必要と認めた事項

第27条及び前条は、評議員会にこれを準用する。この場合において第27条及び前条中「理事会」及び「理事」とあるは「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第30条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が署名捺印の上、これを保存する。

第 7 章 名 誉 会 員 及 び 維 持 会 員

第31条 この法人に名誉会員を置く。名誉会員は、この法人に対し特に功労のあったもののうちから理事会の議決を経て、会長が推薦するものとする。

第32条 この法人に維持会員を置く。維持会員は、この法人の目的に賛同し、事業を援助するため、維持費として年額法人は、一口金100,000円最少限一口以上、個人は一口金7,000円とし最少限一口以上を納めるものとする。法人の場合は加入口数一口に対し、その法人に属する個人4名を会員名簿に登録することとする。（但し最小限口数は物価の変動により理事会評議員会の決議により変更される。）

第33条 維持会員になろうとするものは、定められた維持費を添えて、入会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第34条 名誉会員及び維持会員（以下「会員」という）は、この法人が催す集会に参加し、この法人が刊行する会報その他の出版物の配布を受けることができる。但し、図書の出版、仲介等は、別に理事会の定めるところにより会員から実費を徴収することがある。

第35条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- 1 退会
- 2 禁治産及び準禁治産の宣告
- 3 死亡、失踪宣告、この法人の解散
- 4 除名

第36条 会員で退会しようとするものは、理由を附して退会届を提出しなければならない。

第37条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会及び評議員会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

- 1 維持費を滞納したとき
- 2 この法人の会員としての義務に違反したとき
- 3 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき

第38条 既納の維持費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 8 章 寄 附 行 為 の 変 更 並 び に 解 散

第39条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員のおのおの3分の2以上の同意を経、且つ、文部大臣及外務大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第40条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員のおのおの4分の3以上の同意を経、且つ、文部大臣及び外務大臣の許可を受けなければならない。

第41条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数全員の同意を経、且つ、文部大臣及び外務大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の公益事業に寄附するものとする。

第 9 章 補 則

第42条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

第43条 理事及び監事と評議員の任期が競合したとき、先に理事会において評議員を選任するものとする。

(昭和59年9月18日一部改正) (昭和62年8月7日一部改正) (平成6年1月27日一部改正) (平成8年4月1日一部改正)